

高校授業料の無償化制度の堅持・拡充に関する意見書（案）

平成２２年度から始まった、公立高等学校授業料無償制と私立高校生等を対象とした高等学校等就学支援金制度とによる、いわゆる高校授業料の無償化制度は、生徒や保護者の経済的負担を軽減し、学びを社会全体で支え、教育を受ける権利を保障するものとして重要な役割を果たしている。

ところが政府は、当該制度を見直し、平成２６年度からの所得制限の導入を目指しており、その基準額を年収９１０万円未満とするなどの報道がある。保護者を始めとする都民からは「年収が１,０００万円でも、子どもが複数いれば私立学校の学費を負担するのは楽ではない」「高校生等の学びを社会全体で支えるという制度の理念が後退する」などの声が上がっている。

また、高校授業料の無償化制度に所得制限が導入された場合、公立高校の在校生の約８割に当たる無償化の対象者に対し、課税証明書等による収入額の確認を毎年行わなければならない、さらに家計急変の場合など複雑な事例への対応も想定されることから、学校や教職員に多大な事務負担が強いられることなどの弊害が指摘されている。

政府は、平成２４年９月、高校・大学の無償教育の漸進的な導入を定めた国際人権規約の適用留保を撤回したが、所得制限の導入は、その自らの国際公約にも逆行するものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、家庭の状況にかかわらず、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、今後も高校授業料の無償化制度を堅持し、拡充するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年１０月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛て